

書面・押印・対面手続の見直しに関する取組み

令和3年2月26日
金 融 庁

書面・押印・対面手続の見直しに関する方針

- 経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している。こうした中、行政手続についてもオンライン化等を一層強化し、我が国の経済社会変革を加速させていくことが重要な課題となっている。
- 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)では、以下のような、書面規制・押印、対面規制の見直しに関する方針が示されている。
 - ✓ 法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、…(略)…恒久的な制度的対応として、年内に、…(略)…法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。
 - ✓ 金融庁は、金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。
- 金融庁としては、上記の方針も踏まえ、書面規制・押印、対面規制の見直しを引き続き進めていく。

民間事業者等が金融庁に申請等を行う手続について

<システム面の対応>

- 全ての手続についてオンラインでの提出が可能となるように、2020年度中にシステムの整備等を行い、2021年度の可能な限り早期に運用を開始する。

<府令改正等の対応>

- 当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、押印を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を実施済。

民間同士の手続について

<民間手続に係る規制の見直し>

- 法令等で書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、2021年6月末までに見直す。

(注)全銀協から要望のある「対面での自署・押印、書面交付等を原則とする監督指針の規制」も改正予定。

<民間手続に係る商慣行の見直し>

- 業界慣行による書面・押印・対面手続の不要化や金融関連手続の電子化について金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を昨年6月に設置。
- これまでに9回開催し、昨年12月に論点整理の取りまとめを行い、金融機関と顧客等(民・民間)の間で行われる書面・押印・対面手続について、銀行・証券・生保・損保の各業態の主要な手続き局面ごとに現状や課題、対応方針について記載した。(概要は次のページご参照)
- 金融業界において、今般公表した論点整理も参考にしつつ、書面・押印・対面手続の商慣行の見直しが進むことを期待し、また当庁としても必要な対応を行っていく。

民間同士の手続について

<民間手続に係る商慣行の見直し>

書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理

業態	概要
<p>預金取扱 金融機関</p> <p>※右記の概 要は銀行業 界を中心に 記載</p>	<p>(全体方針) 「あらゆる取引の電子化」を目指す姿とし、今後も各銀行及び全銀協として取組みを進める。</p> <p>(個別論点)</p> <p>○融資契約 個人向けの少額融資を除き、電子化は一部の銀行にとどまる。電子署名に係るQ&Aの公表により法的な解釈が明確化されたところ、今後、先行事例の共有により電子化を進めていく。なお、抵当権設定に関しては司法書士業界におけるオンライン化の取組が必要。 ※証書貸付・当座貸越・銀行取引約定書等につき、電子署名を利用した電子契約を採用している事例。 ※少額・短期の事業性融資(例:最大1,000万円、6か月以内(元金均等返済の場合))につき、電子契約を採用している事例。 ※住宅ローンに関して、電子署名を利用した電子契約を採用し、正式申込・書類授受・契約の手続を電子化している事例。</p> <p>○口座開設 個人口座に比べ、法人口座開設手続の電子化は一部の金融機関にとどまる。今後、オンラインでの本人確認手段の採用により、マネロン対策等の観点も踏まえつつ、電子化を進めていく。 ※取引担当者についてオンラインで完結する本人確認方法を活用するとともに、法人の本人確認については銀行が登記情報提供サービスを利用して登記情報を取得し確認する方法を活用することにより、オンラインでの口座開設サービスを提供している事例。</p> <p>○インターネットバンキング(IB) 個人・法人ともに大部分の金融機関がサービスを提供しているが、特に法人について利用促進が課題。金融機関における使い勝手や料金等の改善に加え、顧客企業に対するデジタル化支援を行う。 ※利用できるサービスを限定したうえで固定利用料を無料とするプランを用意する事例。 ※顧客企業のデジタル化提案と併せて2、3年と長いスパンで粘り強く顧客に利用メリットを説明している事例。</p> <p>○手形・小切手や税・公金の収納業務についても関係者と連携しつつ、電子化・効率化を進めていく。</p>
<p>証券</p>	<p>今回の危機を課題を解決する好機と捉えて、証券業界を挙げていま取り組むべきであり、会員各社がスピード感を持って全社を挙げてこれらの課題への取組みを推進していく。 ※業界において「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、2020年12月15日に第2次取りまとめを公表。 (https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/houkokusyo/shomen-oin.html)</p>
<p>保険</p>	<p>(生保) 慣例的な押印実務の廃止や手続頻度が高く比較的シンプルな手続のデジタル化の優先的な検討に加え、各社判断のもと優先順位が高いと考える領域から順次デジタル化による効率化・顧客利便性向上を進めていく。</p> <p>(損保) これまでも取り組んできた書面・押印・対面手続の見直しに資する事務領域の共通化・標準化を引き続き進めながら、顧客ニーズ・顧客利便・費用対効果に配慮しつつ、各社の一層の取組を推進する。</p>